

私たちの暮らしを守る保安林

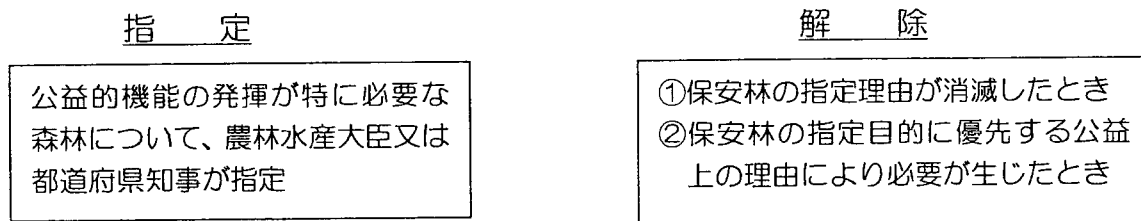
国や県では、私たちの暮らしを守るために特に重要な役割を果たしている森林を「保安林」に指定しています。そして、その働きが失われないように伐採を制限したり、適切に手を加えるなど、保安林が期待される働きを維持するために必要な管理を行っています。

●保安林には、その目的によって17の種類があります。

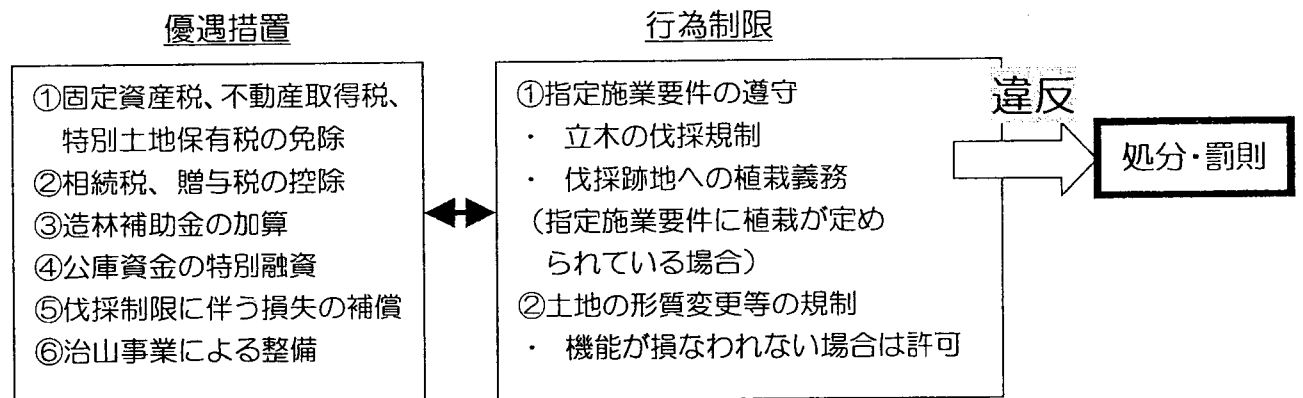
- | | | | |
|-----------|------------|------------|----------|
| ①水源かん養保安林 | ②土砂流出防備保安林 | ③土砂崩壊防備保安林 | ④飛砂防備保安林 |
| ⑤防風保安林 | ⑥水害防備保安林 | ⑦潮害防備保安林 | ⑧干害防備保安林 |
| ⑨防雪保安林 | ⑩防霧保安林 | ⑪なだれ防止保安林 | ⑫落石防止保安林 |
| ⑬防火保安林 | ⑭魚つき保安林 | ⑮航行目標保安林 | ⑯保健保安林 |
| ⑰風致保安林 | | | |

●岩手県の森林は、約4割が保安林に指定されています。

●保安林の指定・解除は国や県が行います。



●保安林には優遇措置と行為制限があります。



●指定施業要件とは？

保安林に指定されると、その森林が保安林としての働きを果たすために必要最低限守らなければならない森林の取扱い方法が定められます。これを「指定施業要件」といいます。

●保安林内の木を伐採する場合には原則として県知事の「許可」を受ける必要があります。

- ・ ただし、人工林の択伐、間伐などについては20日前までに「届出」することで伐採することができます。
- ・ 保安林内で、家畜の放牧や土石・樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為などを行う場合も、県知事の「許可」が必要です。

※詳しくは各地方振興局の保安林担当までお問合せください。